

小城市教育・保育提供区域
の設定について

1

教育・保育提供区域設定の検討に当たっての視点

【基本指針における定義】

- 「地理的条件」、「人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等を二一ズ調査結果や幼稚園・保育園等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。
- 具体的には「小学校区」「中学校区」「〇〇地区」等が考えられますが、事業量を算出する作業レベルでできる観点からは、以下の視点で区域設定を考えていきます。

視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要がある。

視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

人口推計や二一ズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることが重要である。

2

想定される教育・保育提供区域(案)

●現在の教育・保育事業とマッチすると考えられる提供区域の基礎単位として、想定される区域

【想定区域事例】

1	2	3	4
市	〇〇地区	中学校区	小学校区
市全域	地域的な共同活動の区域	中学校の通学区域	小学校の通学区域

3

視点①②を踏まえた区域別評価(案)

【事例評価】

区域	視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか		視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか	
	市	・範囲が広く、移動が容易でない場合がある。	△	・需給調整がしやすい確保策の幅が広がる
〇〇地区	・保護者が比較的負担感なく送迎できる。	○	・需給調整がしやすい確保策の幅が広がる	○
中学校区	・保護者が比較的負担感なく送迎できる。	◎	・地区によっては需給がアンバランスである。	△
小学校区	・児童が歩いて通える範囲である。 ・放課後子どもプランの実施単位である。	◎	・需給がアンバランスである。	△

- 教育・保育提供区域の設定における各認定区分の課題等について、整理します。

課題があれば、検討すべきことを整理しかつ、その基本方針を示し、特段の課題等が無い場合は、方針等のみについて整理する。

【整理イメージ】

認定区分等	方針等
1号認定 3-5歳 (教育のみ)	<p>【課題】 1号認定(3歳以上教育のみ)の子どもの場合、基本的に利用する施設は、幼稚園または認定こども園となるが、基本区域である〇〇地区で設置されていない状況も踏まえる必要がある。</p> <p>【検討が必要なこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育施設については、当施設の教育理念に賛同するなど、移動の容易性に関わらず、利用希望があるのではないか。 ・1号認定の子どもが、当〇〇地区において「教育の確保」が困難である場合は、他〇〇地区との統合など組み換えが必要ではないか。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定については、本市の実態に応じ、ニーズ調査の結果と整備状況を踏まえた提供区域の組み合わせによる区域設定を行う。
2号認定 3-5歳 (保育の必要性)	<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常利用する保育施設等、地域型保育事業での利用が想定されるため、教育・保育提供区域の基本型である「〇〇地区」とする。
3号認定 0-2歳 (保育の必要性)	<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常利用する保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供区域の基本型である「〇〇地区」とする。
地域子ども・子育て支援事業	<p>【課題】 地域子ども・子育て支援事業は、事業区分ごとの利用実態が異なるが、教育・保育区域の基本型である「〇〇地区」のみの設定でいいのか、検討する必要がある。</p> <p>【検討が必要なこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業については、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、地域性を加味する必要があるのではないか。 ・放課後児童健全育成事業については、基本は小学校区とすべきではないか。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育提供区域の基本型である「〇〇地区」を基本とし、各事業の性格及びこれまでの利用者の状況、ニーズ調査の結果を踏まえ、区域設定の考え方を明らかにした上で、必要に応じて組み合わせを行う。

●「地域子ども・子育て支援事業」の「基本方針」に基づき、区域の設定が必要な下記事業について、以下のような考え方で区域を設定する。

【整理イメージ】

事業区分	区域設定案	考え方案
利用者支援に関する事業	市内全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とする。
延長保育事業	〇〇地区	通常利用する施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「〇〇地区」とする。
放課後児童健全育成事業	小学校区	当該事業の基本となっている「小学校区」とする。
子育て短期支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業	市内全域	市内全域を基本とし、既存施設の状況、ニーズ調査結果を踏まえ、必要に応じて区域設定を行う。
一時預かり事業	〇〇地区	施設での利用となるため、教育・保育提供の基本型である「〇〇地区」とする。
病児・病後児保育事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とする。
ファミリー・サポート・センター	市内全域	市内全域を基本とし、既存事業の状況、ニーズ調査結果を踏まえ、必要に応じて区域設定を行う。